

横浜市行政不服審査会答申  
(第33号)

平成30年4月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税督促処分（6 月随時分）」、「平成 29 年度市民税・県民税督促処分（第 1 期分）」、「平成 29 年度市民税・県民税督促処分（第 2 期分）」及び「平成 29 年度市民税・県民税督促処分（第 3 期分）」に係る審査請求はいずれも棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

青葉区長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人について、平成 28 年度分の市民税・県民税に係る特別徴収ができなくなったことから、平成 29 年 6 月 1 日、平成 29 年度市民税・県民税（平成 28 年度相当分）について、「6 月随時（37,400 円）」として、同年 6 月 30 日を納期限とし、納税通知書を審査請求人に対して送付した。

平成 29 年度市民税・県民税（435,100 円）については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）に基づき、全 4 期に分け、第 1 期は平成 29 年 6 月 30 日、第 2 期は同年 8 月 31 日、第 3 期は同年 10 月 31 日、第 4 期は平成 30 年 1 月 31 日を納期限とし、平成 29 年 6 月 1 日、納税通知書を審査請求人に送付した。

しかし、審査請求人は、平成 29 年度市民税・県民税（6 月随時分）並びに平成 29 年度市民税・県民税第 1 期、第 2 期及び第 3 期の納期限までに、かかる市民税・県民税を納付しなかった。

そこで、処分庁は、平成 29 年度市民税・県民税（6 月随時分）について、平成 29 年 7 月 27 日に督促処分（以下「本件処分 1」という。）をし、平成 29 年度市民税・県民税第 1 期分について同年 7 月 27 日に督促処分（以下「本件処分 2」という。）をし、同第 2 期分について同年 9 月 28 日に督促処分（以下「本件処分 3」という。）をし、同第 3 期分について同年 11 月 29 日に督促処分（以下「本件処分 4」という。）をそれぞれしたところ、これら 4 つの督促処分（以下「本件各処分」という。）に不服があるとして、それぞれ審査請求がなされた。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 平成 28 年中に所得はあったものの、平成 29 年に停職処分を受けて給与がゼロとなった者に対して、臨機応変な対応をすることなく、本件各処分を行うことは違憲又は違法である。
- (2) 本件処分 1 及び本件処分 2 がなされた後の平成 29 年 7 月 31 日、処分庁の窓口において本件処分 1 及び本件処分 2 に係る督促状を返却するよう求められ返却しているのに、審査請求書の法定記載事項である「処分のあったことを知った年月日」も「処分庁の教示の有無及びその内容」もわからなくなった。この行為は、手続上の瑕疵では済まされない実体法上の瑕疵であるから、本件処分 1 及び本件処分 2 は違法である。
- (3) 審査請求を行っても差押えが開始されれば、先行処分である本件各処分は訴えの利益を喪失することとなり、先行処分と後行処分との間に違法性の承継がないとされていることから、後行処分についても争うことができなくなる。そこで、まず、先行処分である本件各処分の違法性を確認して取り消させるのも審査請求の趣旨である。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件各処分は適法になされており、本件各処分の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額等とされるが、これは法第 313 条の規定によるものであり違法ではない。

なお、法第 323 条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」とし、特別の事情がある者には市民税の減免を行うことがあり得るが、審査請求人は横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 39 条第 2 項の申請を行わず、市民税の減免についての相談も行わなかった。

(2) 本件処分 1 及び本件処分 2 につき、督促状が審査請求人に適法に送達されたことは明らかである。督促状は審査請求人の了承のうえで破棄したが、督促状が送達された後の事情は本件処分 1 及び本件処分 2 の適法性に影響を及ぼさない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、いずれも棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件各処分の手続について

#### ア 法令等の定め

法第 329 条第 1 項は、市町村民税の督促手続について「納税者・・・が納期限・・・までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。」と規定し、同条第 3 項は「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第 1 項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」とする。

また、これを受けて、条例第 15 条は、「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする。」とする。

なお、法第 41 条は都道府県民税について、「個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収・・・の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。」と規定する。

#### イ 本件処分 1 及び本件処分 2 について

処分庁は、平成 29 年度（平成 28 年度相当分）市民税・県民税（6 月随時）、平成 29 年度市民税・県民税（第 1 期）の納期限である平成 29 年 6 月 30 日から 30 日以内である、同年 7 月 27 日に本件処分 1 及び本件処分 2 を行っている。

したがって、この点において、本件処分 1 及び本件処分 2 は適法かつ妥当であるといえる。

ウ 本件処分 3 について

処分庁は、平成 29 年度市民税・県民税（第 2 期）の納期限である平成 29 年 8 月 31 日から、30 日以内である、同年 9 月 28 日に本件処分 3 を行っている。

したがって、この点において、本件処分 3 は適法かつ妥当であるといえる。

エ 本件処分 4 について

処分庁は、平成 29 年度市民税・県民税（第 3 期）の納期限である平成 29 年 10 月 31 日から、30 日以内である、同年 11 月 29 日に本件処分 4 を行っている。

したがって、この点において、本件処分 4 は適法かつ妥当であるといえる。

オ その他

なお、本件各処分については、督促状を納期限後 20 日以内ではなく、30 日以内に発していることが認められる。

この点、条例は、納期限後、20 日以内に発しなければならない督促状について、市長（本件では区長）が特に必要と認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができることと定めるところ、処分庁では、多数の納税者を抱え、大量の督促状を処理しなければならないことも考慮すれば、税務実務の効率化や適正な税務行政の運営のために、市長が特に認めているため督促状の発出を 30 日以内とすることも合理性があるといえるから、本件各処分は、この点においても適法かつ妥当である。

(2) 市民税及び県民税の減免について

ア 法令等の定め

法第 323 条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と規定し、これを受けて、条例第 39 条第 2 項では「市民税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期内に市長に提出しなければならない。」と規定する。

なお、法第 45 条は、「市町村長が個人の市町村民税又はその延滞金額を減免した場合には、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又はその延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と規定する。

イ 本件各処分に伴い処分庁が減免許可処分を行わなかった点について

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張をみると、審査請求人は、市民税の減免を行うことなく本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3 を行うことが違法であると主張しているようにもとらえられる。しかし、市民税の減免は、申請に基づいて行われるものであるところ、本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3 の前提となる市民税の納期限内に、市民税の減免に係る申請書は提出されていない。

したがって、処分庁が市民税及び県民税の減免許可処分を行わずに本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3 を行った点に違法又は不当な点はない。

(3) 本件処分 1 及び本件処分 2 の督促状を破棄した点について

本件処分 1 及び本件処分 2 につき、督促状が審査請求人に送達された後、処分庁は、平成 29 年 7 月 31 日に審査請求人から督促状の返却を受け、いずれかを破棄している。かかる督促状には、督促処分を行うこと及び督促処分の根拠が記載されているほか、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条において要請される教示事項である、審査請求ができる処分であること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条において要請される教示事項である、取消訴訟の被告とすべき者、取消訴

訟の出訴期間などが記載されていた。

市民税及び県民税の督促処分は、(1)アのとおり督促状を発することにより行われるものであるから、督促状が審査請求人に送達されることによりその効力を発する。また、督促処分を行う場合には、行政事件訴訟法第 46 条及び行政不服審査法第 82 条の教示を行う必要があるが、督促状が審査請求人に送達され、審査請求人が教示内容を確認できる状態になった時点において教示はなされたといえる。

ひとたび適法に督促処分及び教示がなされた後にその内容を記載した督促状の返却を受け、破棄したとしても、そのことによって督促処分の適法性が損なわれることはない。

この点、審査請求人は「法定の審査請求に係る処分のあったことを知った年月日も、処分庁の教示の有無及びその内容もわからなくなってしまう」と主張する。しかし、審査請求人は、本件処分 1 及び本件処分 2 についての審査請求を、審査請求を行うことができる期間内に適式に申し立てており、督促状がないことによって審査請求ができなかったという事情もない。仮に、督促状を破棄したことにより教示に瑕疵が発生したと考えたとしても、教示に誤りがあった際の救済措置を定める行政不服審査法第 82 条の法意のとおり、教示に瑕疵があった場合の効力は、当該処分に関する不服申立てを行う機会を確保するという点にとどまり、処分自体の違法事由とはならない。

#### (4) 憲法違反等の主張について

審査請求人は、法が前年度課税主義を採用していること並びに条例が減免を申請制としていること及び災害を受けた場合に限定して認めていることが違憲であると主張している。

この点、法及び条例並びに本件処分が、憲法に反するかどうかを審査することは、審査庁の権限外であり、ゆえに当審査会の調査審議の対象にはならない。本件審査請求のごとく、行政不服審査法による審査請求については、審査庁は、当該審査請求に係る処分が、法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるかどうかを審理判断するものである。

したがって、本件処分は、法及び条例の規定に従って行われた適法かつ妥当なものであることは既に述べたとおりであるから、審査請求人の

主張には理由がない。

(5) 結語

以上のおりであるから、本件各処分は適法かつ妥当である。

なお、その他の審査請求人の主張については、いずれも本件各処分を違法又は不当足らしめる主張ではなく、本件各処分が適法かつ妥当であるとの結論を左右しない。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 9 月 16 日	・ 審理手続の併合
平成 29 年 9 月 20 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 29 年 10 月 5 日	・ 審理手続の併合
平成 29 年 10 月 6 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 29 年 10 月 25 日	・ 弁明書の提出
平成 29 年 11 月 21 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成 29 年 11 月 28 日	・ 反論書の提出
平成 29 年 11 月 30 日	・ 反論書（副本）の送付
平成 30 年 1 月 4 日	・ 審理手続の併合
平成 30 年 1 月 24 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 30 年 1 月 31 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成 30 年 2 月 2 日	・ 反論書の提出
平成 30 年 2 月 6 日	・ 反論書（副本）の送付
平成 30 年 2 月 20 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 2 月 26 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 3 月 14 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議の併合 ・ 調査審議
平成30年 4 月 18 日	・ 調査審議